

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン(第4版)
(オミクロン株等への対応策)

2022年1月以降の第6波を受けての全国的なまん延防止措置が取られ、3月にはその措置も解除されましたが、依然続く感染症の拡大状況と従前とは違った症状、厚生労働省からの対応の変化に鑑み、現行のガイドラインについて変更を行っていきます。大会によつての対応が違ふこと、チーム以外の関係者、審判員やテクニカルオフィシャルへの影響なども考慮しつつ、医事委員会安全対策チームのご意見を参考にして以下、対応策といたします。

【医事委員会から】

- ① マスクは不織布マスクを強く推奨します。
- ② ワクチン接種も推奨します。
- ③ 違ふ大会（地域・カテゴリー・感染状況）に一律の対応を求めてはいけません。
コロナだけでなく基本的に感染症の蔓延は時期によって、地域によって様々でモザイク様であり、かつ同じ地域の中でも感染リスクも様々です。つまりそれぞれの大会で対応が異なるのは当然ですし、大会期間中に体調不良者やコロナ陽性者が発生した時の対応もそれぞれのリスク背景に従いますので、当然異なってきます。違ふ地域で実施する違ふ大会に一律の対応を求めてはいけませんということも多くの人に理解いただく必要があり、この先はワクチン接種者も増えてくることを考慮して、より一律の対応は困難ということになってとくと考えられます。
- ④ リスクを飲み込む判断を行い、関係者で共有する。
大会期間中の事案対応は本来であればひとつひとつの事案をよく吟味して、リスクの多寡を評価する必要があります。またその評価もある程度のリスクの大小は判断できてもどこまでいってもリスクがゼロになることはありません。そもそもゼロリスクを求めると何もできなくなりますので、「どこから先はリスクを飲み込んでいくのか」という判断である、そのことも関係者がよく共有する必要があります。
- ⑤ 大会前に大会を開催して良いのか否かを含めて、当該自治体の管轄部署や開催地を管轄する保健所に相談する。これも結局担当者によって判断は異なってくるでしょうし、また流行状況により、そもそもどこまで自治体や保健所が検討対応してくれるのかについても様々だと思います。そういったことも含めて自治体保健所とコミュニケーションを取りつつ大会運営を判断していかなくてはなりません。つまり基準はあくまでも基準であること（例外は常にあること）と常に細部は現場判断するしかないということなのかなと思います。そういう意味では「誰が現場で判断するのか」という枠組みをはっきりしておくとうまいと思います。

はじめに

本大会は、コロナ禍の中、本感染症対策ガイドラインに沿って実施します。参加チームには、発熱の有無を含めた症状の確認と有症状者への適切な対応を強く要望します。本ガイドラインを遵守して、大会に参加・行動をすること。また大会運営に協力をお願いします。なお本ガイドラインは、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び（公財）日本ハンドボール協会及び（公財）全国高体連ハンドボール専門部が作成した全国大会開催のガイドライン、さらに現段階で得られている知見等によって作成しています。今後、感染の状況によって、見直すことがありますのでご留意ください。

1. 【大会における新型コロナウイルス感染症対策ポリシー】

- ① 日本ハンドボール協会主催大会として、参加チーム（選手・役員・関係者）・開催地役員及び運営スタッフ、来場者および観客の安全・安心を最優先した対策を実施する。
- ② 対策とは、日本政府、スポーツ庁、日本スポーツ協会、UNIVAS並びに日本ハンドボール協会、日本ハンドボールリーグから発信された基準に準拠することに加え、開催地自治体、保健所からの指示に従って作成した本ガイドラインに沿って実施する。
- ③ ガイドラインの目的は感染リスクを最大限下げるために遵守すべき基準を示したものであり、全ての参加者が取り組まなければならない。
- ④ 感染が生じてしまった場合、感染者本人やチームが誹謗中傷など受けたくないよう、協会を上げて守らなくてはならない。

2. 大会開催時の感染防止策について

1) 全般的な事項（主に主催者）

- ① 感染防止のため主催者（本部）が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日は役員・補助役員・参加者の体調を書面により確認し、提出された書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- ④ 大会に参加する全ての者（選手・役員・大会関係者等会場内に入る者）に、感染症対策を徹底すること（競技中以外はマスクの着用、検温、手洗い、3密を避けること）。
- ⑤ 大会中、また後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと
- ⑥ 大会時において、感染者が発生した場合の対処、大会継続の可否、試合実施の可否などの判断について、大会本部に危機対策委員会等を設け、委員長のもと、協議・判断を行うとともに、関係者への連絡、日本協会、保健所への報告などの体制を整えておくこと。

2) 大会参加のための取り決め・条件

- ① 大会参加チームの選手、役員は所属長（学校長等）の許可された者であること。
- ② 選手が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること（大会当日に書面で確認を行う）、できるだけ会場には来ないで、ホテルで待機し、大会本部に連絡をすること。
 - ア 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常、消化器症状（食欲不振、下痢など）や鼻汁（アレルギー性鼻炎の方では、ふだんと違う鼻汁感覚）などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ③ 37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常、消化器症状（食欲不振、下痢など）や鼻汁（アレルギー性鼻炎の方では、ふだんと違う鼻汁感覚）などの症状があった場合には陽性者と判断されているか否かに関わらず次のA. およびB. の両方の条件または、C. の条件を満たしている場合のみ大会への参加が可能
 - A. 感染を疑う症状の発症後に8日以上経過している（発症日を第0日として第8日目以降である）
 - B. 解熱剤等の薬剤を服用していない状態で、3日間症状が全くない（解熱・症状消失日を第0日として第3日目以降である）
 - C. 薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、COVID-19の感染のリスクが低いことを示す医師の診断書がある場合。（この場合も、その状態を示すためPCR検査受検を推奨します）
- ④ 大会前に陽性者と判定された者で無症状病原体保有者については、検査陽性日を第0日として第8日目以降は大会に参加できる。
- ⑤ 陽性となった者と濃厚接触者であると保健所から指定された者（同一世帯内での感染者発生の場合も含む）については、当該感染者の発症日を0日として7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする。

よって、それまでは大会に参加できない。チーム内で陽性者が出た時点で、大会までに濃厚接触者の判定が出ない場合においては抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は参加できる。

3) 大会参加にあたって

- ① 各チームは会への参加が決定してから、また最低でも大会参加2週間前から検温・体調記録表及び行動記録表等を記載・管理しておかなければならない。
- ② 各チーム（コロナ）責任者は全員のデータを毎日モニタリングすること、また、大会参加時には毎日来場者体調記録表等を提出できるよう準備しておかなければならない。
- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録を参加者全員が行うこと。

[アプリのインストール]

for Android



for iOS



- ④ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ⑤ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ⑥ 大会2週間前からの体調不良、陽性判定、濃厚接触者となったとき、参加資格に該当しない場合には、大会本部に報告、相談をしなければならない。陽性者の場合には、大会本部から当該保健所に連絡し、状況を協議した上、然るべき処置をとることとなる。
大会継続の有無、濃厚接触者の隔離など保健所の指示に従うこととなる。
- ⑦ 管轄保健所の指示で、その場での隔離となる（自宅への移動ができない）場合も、指示に従わなくてはならない。濃厚接触者の疑いがある場合も同様の処置がとられることになる可能性があるので留意すること。その場合の滞在費用などは、自己負担とする。
- ⑧ その他、大会参加者は大会期間中も大会に参加する一員であることを自覚し、新型コロナウイルスを大会に持ち込まないことはもちろんのこと、自らも感染しないよう、感染リスクの高い場所での飲食など行わないこと。敗退し、試合に参加しない場合でも、大会期間中現地に滞在する場合には、ガイドラインを遵守すること。

4) 大会会場準備すべき事項（主催者・開催地）

- ① 手洗い場所
 - ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
 - イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
 - ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること
 - エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ② 更衣室、休憩・待機スペース
 - ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する数を制限する等の措置を講じること
 - ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
 - エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
 - オ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒をすること
 - カ シャワールームの使用は不可とすること
- ③ 洗面所
 - ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
 - イ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
 - ウ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
 - エ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること
 - オ 洗面所出入口付近に、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ④ 飲食
 - ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - イ 役員・選手とも、飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
 - ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
 - エ 選手の飲食は、参加チームの責任において会話をせずに黙食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること
- ⑤ 会場

- ア 換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- イ 換気設備を適切に運転すること
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- エ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること
- オ 選手同士の接触機会を減らすために滞在区域を区分けし、導線を確保すること

⑥ ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

5) 大会受付設置の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤、検温機器を設置すること
- ② 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- ③ 会場利用上の遵守事項等について掲示や説明をすること

6) 大会参加者への対応（主に大会当日の主催者の役割）

① 体調の確認

引率責任者から参加者について以下の事項を記載した書面の提出を求めること

ア 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号） ※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 大会当日（試合参加当日）の体温

ウ 大会前2週間における以下の事項の有無（参加承諾書様式1）

- ・ 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
- ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・ 嗅覚や味覚の異常
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 大会参加前後の留意事項

ア 大会の前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

ウ 感染リスクの高い場所への出入りや感染拡大が確認された地域へ遠征等を控えること

7) 競技上の留意点（チーム、選手・選手役員、トレーナー、競技担当者）

① 十分な距離の確保

ア 運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること（感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。）

イ 選手以外の役員等はマスクを着用すること

- ② 身体接触を伴う競技特性を理解し、ハーフタイムや競技終了後に洗顔、うがい、手洗い、手指消毒をするなど、感染防止に努めること
- ③ 運動中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと
- ④ タオルの共用はしないこと
- ⑤ スクイズボトル等の飲料の回し飲みはしないこと
- ⑥ ロッカー（更衣）室や選手参集・待機所、コーチングエリアなどでは、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、不要な会話・接触は控える。
- ⑦ ウォームアップを行う場合は、主催者（運営者）の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。
- ⑧ 競技中について以下の項目については**可能な範囲で対応**すること。

- ・ 試合終了後のハイタッチや握手等は控える。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、役員もマスクの着用を求める。

8) 選手が遵守すべき事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせる（大会当日に書面で確認を行う）
 - ア 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常、消化器症状（食欲不振、下痢など）や鼻汁（アレルギー性鼻炎の方では、ふだんと違う鼻汁感覚）などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること
（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には マスクを着用すること）
 - ・ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
 - ・ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
 - ・ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
 - ・ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
 - ・ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
 - ・ 大会の前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- ③ 上記事項の遵守ができないまたは再三の注意勧告に従わない場合、提出書類等の内容に隠蔽・虚偽が発覚した場合には、当該チームに対して大会への参加及び試合への出場を禁止する。

9) 大会期間中に選手又はチーム役員等・顧問（関係指導者）の感染が判明した場合の対応

- ① 大会前（2週間）
 - ア 当該選手、役員、濃厚接触者と特定された者の出場は認めない。しかし、参加時の申し合わせ事項「2.2) ③～⑤」を満たせばこの限りでない
 - イ 代表者会議での選手・役員の変更を認める
- ② 大会期間中
 - ア 当該選手、役員、濃厚接触者と特定された者は入場・出場を認めない
 - イ 体調不良者に該当する選手や役員が生じた場合は症状等の把握を新型コロナ感染症対策委員会で協議し、大会への出場の有無を決定する
- ③ 大会後
 - ア 感染者の所属先や行政機関の指示に従うこと
 - イ 開催地実行委員会は、速やかに報告書を作成し、感染者が参加した大会当日に会場内で濃厚接触者と認められた者に連絡をすること
- ④ 試合の成立・不成立
陽性者、濃厚接触者、体調不良者の判明により辞退しなければならなくなった場合、原則として試合は対戦チームを不戦勝（10-0等）とする。
- ⑤ 大会中止に至る状況に該当した場合、大会中でも急遽中止せざるを得ない場合がある
政府による緊急事態宣言が再発令された開催地自治体ならびに近隣都道府県で感染症が拡大し、開催地県へ県外からの往来が拒否された場合。
また、大会主催者（開催地責任者）が、大会内での感染状況、地域での感染状況を鑑み、自治体、保健所からの停止命令が出ない場合でも、競技上、選手・役員の安全を最優先して、大会を中止することができる。
- ⑥ その他
チーム内に感染者が出た場合はそれ以上に集団感染・感染拡大を起こさないことや誹謗中傷を絶対生み出してはならない。ハンドボール関係者全員で守ることや共通認識を持つことを心がける。

10) 審判員、運営スタッフなどの行動管理

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日に書面で確認を行う）。
 - ・体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常、消化器症状（食欲不振、下痢など）や鼻汁（アレルギー性鼻炎の方では、ふだんと違う鼻汁感覚）などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上、最低1m）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 試合中にベンチでも選手関係者席においても、大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑦ 大会中のレフェリーミーティングは一人一人の距離が保てること、換気が良く、広い場所で行うこと。。
- ⑧ レフェリーについては以下の注意をすること。
 - ・控室は密を避けるため、当該試合と次の試合の2ペアのみが使用し、使用は15分以内とする。他のレフェリーは競技会場内での指定された席で待機する。
 - ・選手、チーム役員・競技役員との握手やハイタッチ等を行わない。エアタッチや会釈で済ませる。
 - ・通信機器等を使い回すときは、必ずウイルス除去機能のあるウェットタオル等を使用する。
- ⑨ テーブル役員については以下の注意をすること。
 - ・必要最小限の人員で対応。（MO、TD2、SK、TKの5名）
 - ・握手等はレフェリーと同様行わない。
 - ・筆記用具等は、個人のもを持参するが、用意されたものを使用する場合は必ず使用後消毒を行うこと。テクニカルオフィシャルはストップウォッチ、ホイッスルも持参したものを使用。テーブルの笛は、電子ホイッスル、ホーンが望ましい。
 - ・テーブルに置く機材（筆記用具なども含む）は試合ごとに消毒すること。
- ⑩ 館内では、発行されたIDカードを、常に身につけておくこと。
- ⑪ 選手に感染者が発生した時の当該試合を担当した審判員については、マスクの着用はないものの概ね2m以上の距離を取っていること、15分など長時間に及ぶ会話もしていないことから、濃厚接触者疑いとしては判断しない。また、ジャージズテーブル担当者についても、マスクを着用しており、濃厚接触者疑いとは判断しない。ただし、保健所から検査の指示等あれば従うとともに、毎日の健康チェックは怠らず、不調があればすぐに届け出るものとして、感染拡大防止に努めること。

11) 大会への移動と宿泊

- ① 飛行機や新幹線は換気状態や感染症対策も十分に施されていることもあり、利用について制限はしないが、お互いの距離を取るなど、感染防止に十分に留意すること。
- ② チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。貸し切りバスでの移動については、車内の消毒、運転手の体調管理、車内換気など、バス会社との連携をとること、選手・役員は車内でのマスクの着用、飲食時の会話の禁止など、感染防止に努めること。
- ③ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避け、さらに可能な限りお互い距離を取りつつ座席をまとまって搭乗、乗車し、極力他の利用者との接触を避けること。
- ④ 宿泊はホテルの場合、1名1室利用とすること。旅館タイプの場合には定員の2分の1以下の人数とすること（ただし詳細は各施設の事情による）。

- ⑤ 宿泊先の各所でも手指消毒を行うこと、またエレベーター、浴場などにおいて三密の状態にならないように注意すること。特にサウナ、フィットネスルーム、バー等には立ち入らないこと。
- ⑥ 食事でもできるだけ一般宿泊者とは別室できるように宿舍と連携すること。また、食事中の会話やお互いの距離、ビュッフェ形式の場合のとりわけ方法など十分に留意すること。飲食を伴う食事は厳に慎むこと（外食する場合も同様とする）。
- ⑦ 宿舍共用部（例：エントランスやワックスルームなど）では、混雑が起これないように譲り合って使用するとともに、人数制限など宿舍からの指示等に従う。
- ⑧ チームのミーティングなどは、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、選手らの接触を、極力避ける。対面で実施する場合は、部屋の広さ（参加者間ができるだけ 2m、最低 1m）や換気し、「3 密」の状態とならないようにする。
- ⑨ 選手の治療やコンディショニングに際しては、多数が一度に集まらないように工夫し、部屋の換気を繰り返す。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとった上で対応する。また、環境や使用する器具等の消毒を行う。
- ⑩ 風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。
- ⑫ 宿舍からの移動もチーム専用バス（タクシーも可）及び自家用車で行うことがよいが、公共交通機関を利用する際には必ずマスクを着用し、極力会話は控えること。

- 12) コロナ感染症に関する事項はすべて「コロナ感染症対策委員会」で協議し、決定する。
※現場での判断等困難な場合には、医事委員会危機対策メンバーに相談することを推奨する。

13) その他

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する事項はすべて主催者で構成する「コロナ感染症対策委員会等」で協議し、決定する
 - ② 大会参加者は、大会の成功を担う一員であることを自覚し、全ての大会参加者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理及び会場内外での行動に最大限の注意を払うこと
 - ③ 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の世界生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない
- 以上